平成２３年（フ）第４４号
大分県日田市丸山１丁目２番49号
債務者　岡部　隆二
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第４６号
大分県日田市大字日高1069番地２　シティハイツエクセレント201号
債務者　髙倉美瑞宝
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３６７号
鹿児島県鹿児島市上福元町7238番地３
債務者　大山　純一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
鹿児島県鹿児島市南林寺町２番１―2033号
債務者　篠山　武敏
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
鹿児島県鹿児島市南林寺町２番１―2033号
債務者　篠山美津子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
鹿児島県鹿児島市甲突町28番22号スカイパークマンション302号
債務者　岩﨑　千晶
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目22番22号小園貸家
債務者　重信　直志
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目17番４号第５上船ビル103号
債務者　大中原美樹
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９６号
鹿児島県出水市高尾野町江内6635番地
債務者　川﨑　美鈴
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
茨城県鉾田市徳宿3075番地28
債務者　中島　秀樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３４６号
茨城県水戸市南町１丁目１番14号　エスタシオ202号
債務者　中島　　亮
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７１号
茨城県水戸市見和３丁目1513番地の15　見和マンション105号
債務者　石嶋美香代
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９１号
茨城県笠間市下市毛1319番地９　下市毛団地Ｂ―304号
債務者　北村　美恵
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０７号
茨城県笠間市石井1817番地２　市営石井不動前住宅15号
債務者　豊田さやか
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１８号
茨城県笠間市平町1651番地３　アベニューＫ104
債務者　染谷　智子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１９号
茨城県笠間市住吉1454番地
債務者　寺田　高秋
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２６号
茨城県水戸市元吉田町2623番地の13
債務者　亀山　光博
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所